

# 役員推薦規程

第1条 役員は総会の決議によって選任する。

第2条 役員を選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提案する。

2 理事長は、役員を選任に関する議案を総会に提案するにあたり、別表に定める正会員の代表者で構成する役員推薦会議に諮り、候補者を定め、理事会の承認を得るものとする。

第3条 役員推薦会議は、前条第2項の規定により役員候補者を推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

第4条 役員を選任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は直ちに役員に選任された者にその旨を通知し、これを受けた者は役員に就任するものとする。

附則 この規程は、公益社団法人岩手県農産物改良種苗センターの設立の登記の日から施行する。

## 別 表

### 役員推薦会議の構成

岩	手	県	農	林	水	産	部	長	
岩	手	県	市	長	会	々		長	
岩	手	県	町	村	会	々		長	
全国農業協同組合連合会岩手県本部運営委員会副会長									
岩	手	県	農	協	協	議	会	々	長